

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.133

2005.9.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : [iguchi@mx1.nisiq.net](mailto:iguchi@mx1.nisiq.net)

(注 : mx1 の「1」は数字です。)

[iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町6-1 スズキビル105号,

TEL03-5453-2005. FAX03-5453-2006 [siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当 : 矢守章子)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを9月25日付けで更新しました。

(S&I Asia の設立とその業務について)

本年7月に S&I Asia を タイ法人として設立し、S&I International の業務のうち、主に翻訳、調査などの法律事務所のサポートサービス業務を行うようになりました。

従いまして、特に調査などは、請求書及び領収書が S&I Asia から送付されることとなりますので、宜しくお取り計らいください。なお、代表者及び住所、連絡先は全て S&I International と同一です。

(タイ法制度改正について)

多少手続き面で制度改正がありましたので、ご案内致します。実務者レベルでは是非ご承知おき下さい。

## お知らせ

1. タイ知的財産局告示「特許/小特許に関する証拠書類送付期限延長願いの規定」の改定について  
(2005年7月から)
  - ・ 特許出願手続き上の変更としては、
    - ① タイ国特許出願日に提出が必要な書類（委任状や譲渡証）の書類提出期限の延長は、今までの第1回目延長申請（90日間）、第2回目延長申請（30日間：最終期限）から、第1回延長申請（90日間）、第2回延長申請（90日間）、第3回延長申請（30日間：最終期限）まで、と変更されました。従って、委任状及び譲渡証の提出締切日は今までの期間よりもさらに90日間延長されました。
    - ② また、出願に関するタイ政府からの書類提出命令や補正命令に対する書類提出の延長申請は、今までの延長申請（30日間のみ）から、第1回延長申請（90日間）、第2回延長申請（30日間：最終期限）まで、と変更されました。従って、書類提出締切日は今までの期間よりもさらに90日間延長されました。
  - ・ 英訳文（弊所にて英訳）は、弊所 WEBSITE の Member page に掲載しておりますので、是非ご高覧下さい。
  - ・ 和訳は出来上がり次第、弊所 Member page に掲載予定です。
  
2. 著名商標の登録に関する知的財産局規則（2005年）について
  - ・ 2005年7月19日付けで公布されました。
  - ・ タイ国知的財産局に登録できる著名商標は以下の要件となっております。（第2章第7項より。弊所にて和訳）
    - 「7.1 商標、サービスマーク、証明標章、集合標章、又は商品若しくはサービスに使用されるその他の標章であること
    - 7.2 登録標章であるか、若しくは未登録標章であるかを問わない。
    - 7.3 登録を申請する商標と同一の標章であること。
    - 7.4 販売、使用又は広告又はその他の方法により、継続的に現在に至るまで正規に商品あるいはサービスに使用されてきた商標であること。
    - 7.5 継続的に現在に至るまで正規に善意でもって使用された結果、一般公衆又はタイ国内の関係者一般に対して周知されている商標で、タイ国内外を問わない。
    - 7.6 一般消費者に認められている程度に有名でよく使用されている商標
    - 7.7 その商標の使用は、タイ国内外を問わずその所有者が直接使用しているか、又はその代表者又はそのライセンシーが使用していること。」
  - ・ 和訳は出来上がり次第、弊所 Member page に掲載予定です。

(タイ知的財産同窓会 (IPAA) の最近の活動について)

本年4月に行なわれたサマーキャンプについて、昨年同様にフォローアップ活動を来年2月初旬目処に日本発明協会の協力の下で開催する予定です。今回は日本発明協会が日本全国で展開している青少年向けの発明クラブ活動を、日本からのインストラクターを迎えてモデルクラスを実験紹介する試みです。関心のある方は是非ご一報下さい。

また、11月3日及び4日にバンコクのランドマークホテルにて日本特許庁主催 (IPAA 及びタイ知的財産局共催) 「タイ経済の継続的発展のための知的財産文化(IP Culture for Sustainable Growth of Thai Economy)」と題して日本から講師をお招きしてセミナーを開催します。これも現在参加者を募集中ですので、関心ある方は是非ご一報下さい。

～編集者より～

海外での不正商品対策は、国家安全保障上に位置付けられるものであるというのが持論である。とても兵器のような武器にはならないものの、経済安全保障上の土塁程度には役割を果たす。いわば防波堤の役目である。東南アジア市場を日本企業が守るのであれば、つまり守る価値があれば、防波堤を丹念に築いておかなければならない。また、防波堤ができていかどうか。波は高いか低いかの情報をいち早く知らせるネットワークも重要であろう。政府の役割と権利者自身の役割とを如何に効率良く分担し、この土塁を守って行くかを明示することこそ国家の知的財産戦略たるものである。今の状況を喩えれば、「防波堤は低く、穴だらけ、そろそろ高潮注意報」という具合か。

今年6月のニュース (No.130) でレポートしてみたジブリ作品の海賊版ボックスタイプは、未だに販売されている。ちなみにゴッドファーザー三部作は街頭からは見えなくなったが、根絶とは言い難い。タイに居るはずの日本政府知的財産権Gメン殿は一体どのような施策で動かれているのであろうか。定期的でかつ本格的なパトローリングを私は提唱しているが、施策目的とその効果に、現実の観察結果との依然大きなズレを感じる次第である。不満ついでに不正商品対策における日本企業の対応に対しても、どうしても腑に落ちない事象が後を絶たないでいる。

税関での差止め措置において、弊所取り扱い企業以外の差止めが同時に発生するのが通常の出来事である。つまり、あるニセ物に日本企業の商標ブランドを付けた場合、他社のブランドも同様に付けるのが極普通に行なわれているからだ。このような場合、他社の手続きが遅かった場合に、なかなか全体の手続きが前へ進まないでいる。8月初めに措置を行なった手続きも2ヶ月経過しているのに未だに先へ進まない。手続きが遅いと何が問題か。サンプリング試験や実地検分 (どれほどの量が確実に入って来たかを税関情報の数字と付き合わせて確認する) がなかなかできなくなる。例えば、サンプリング試験で、偽物の材

料がどの程度の品質で、どこから入手された可能性があるのか、安全性に問題はないのかとか、が企業側にとって重要な情報となっている。長い手続き待ち時間となると、早急な対策を講じることができないで、二番手三番手のニセ物が市場に現れてくる可能性が高くなる。

これは、日本企業、日本側法律事務所と現地法律事務所及び税関当局との調整連絡が悪いのが原因と、勝手ながら、推察している。①日本企業側の担当部署が明確ではない。営業部門や製造部門に精通した人材は知的財産部門には非常に少ないし、企業側では希少価値があり、企業内でも現在引っ張りだこの状態であろう。②企業側法務部門と鑑定部門（恐らく仕様を管理する部門）との調整ができていない。パッケージだけが本物なのか、中身が偽物か、材質や性能はどの程度の品物かを判別できる組織機能が欠如している。③企業側が法律事務所側からの余りの法外な手続き費用見積りのために企業側で決断を渋っている。などなど、今までの耳にした経験から私の想像をたくましくする処である。単に日本政府が偽物対策の大合唱をされても、企業側（権利者側）が実際に偽物対策を講じるとなると、実に様々な障害があるものだと感心することしきりである。これらの課題や問題を整理していくと、日本中央政府の課題も多いが、現地日本政府駐在員や現地企業駐在員、権利者内部組織の問題課題の方が多いのかもしれない。

話題は変わるが、タイ中国のFTAが本格化して来た。農産物合意については以前、このニュース（No.125）でも取り上げてみた。今回は工業製品含むその他の貿易品目についてである。9月22日チェンマイで行なわれた中国副首相 Wu Yi 女史（呉儀：2005年5月23日に小泉首相との会談を中止した方）とタイ副首相 Somkid Jatusripitak が、2010年までに500億ドルまで両国間の貿易を拡大させる合意書を交わした。これによると、2006年までにタイへの中国人観光客が99万人、自動車部品合弁工場の設置、石油天然ガスの共同開発などが盛り込まれている。偶然かどうか分からないが、オートバイ製造でのタイ中国合弁企業の発足を9月26日に公表している。また、自動車関連では上海汽車工業総公司与 Yontrakit Group 及びCP Group は、自動車及びミニバンの組み立て工場設置を発表した。いよいよFTAを巡る大競争の時代に東南アジアは突入した。日本企業は如何に戦略を組んで行くか、その中での知的財産戦略の位置付けとその中身は。向かう所、難問山積の感がする。ついに高潮注意報ならぬ高潮警報発令である。

～シンガポールのファイル共有と違法ダウンロード問題～

若い人というのはほとんどが熱心な音楽リスナーであるが、シンガポールではその若者が、無料で入手できるものにお金を出すのを避けようとするようになって、CDの売上げが落ち込んでいる。Shareaza や LimeWire といったファイル共有ソフトを使って著作権のある音楽をダウンロードすれば速くて便利、タイトルトラックだけが欲しければ、CDショップに

出向いてケミカル・ブラザーズのニューアルバムに高いお金を支払う必要もない。最近米国の最高裁判所でファイル共有ソフトを提供する Groster 社 Streamcast 社に不利な判決が下されたが、音楽ダウンロードが減少するとは予測し難く、インターネットはやはりコントロールが難しいものである。しかしほとんどの若者はアーティストに対し不正行為をしようと思っているわけではない。他に変わるものがないので違法ダウンロードをしているのである。ではどうすればこれを止められるのか？音楽の購入とダウンロードに適正かつ合法的プラットフォームを提供することである。音楽が好きな人はアップルの iTunes のプラットフォームは合法で優れているとよく話している。しかしシンガポールでは手に入らないのに、そんな話をして何の意味があるというのだ。最近音楽ファイルの違法販売で逮捕者が出たことでファイル共有をしている人の中には脅えている人もいるかもしれない。当局がコピー問題にどれだけ真剣に取り組んでいるかがわかるというものだ。しかし、多くの人が依然として平然とダウンロードと販売を続けている。著作権法の強化も派手な逮捕も問題解決にはあまり効果がないようである。

(2005年8月29日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで老舗レストランが商標訴訟に敗訴～

老舗レストランの経営者、Wee Yew Kee さん (50) の一家の店では 80 年以上も「老福建」という名前を掲げてきた。2003 年 2 月には正式に商標登録も行ったが、Wee Yew Kee さんが引っ越した後、元の家主が「正宗佬福建」という名称でレストラン経営を始めた。Wee Yew Kee さんは昨年 11 月、Eileen How さん (43) を商標侵害で提訴し、類似した名称により消費者が 2 店の経営が同じであると混同してしまうと主張した。また Wee Yew Kee さんは、Eileen How さんの店では Wee Yew Kee さんの店と同じ特別メニューを出していると主張した。これに対して Eileen How さんは「老福建」という商標は記述的で、商標として登録されるべきではないと反論した。また Eileen How さんの弁護士は Wee Yew Kee さんのメニューは福建料理のレストランではほとんどのところにあるもので、独自性がないと主張した。地方裁判所は木曜、Wee Yew Kee さんの商標は無効であると判決し、Wee Yew Kee さんに 10 万ドル以上の訴訟費用の負担を命じた。また Wee さん一家は今後その名称に独占的権利を持たないという Eileen How さんの反訴を認めた。Wee Yew Kee さんは控訴するかどうか検討中だということである。

(2005年8月30日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールの Creative Technology 社が MP3 プレーヤーについての特許取得～

シンガポールの Creative Technology 社が主力イノベーションの「Zen」ミュージックプレーヤーで米国特許を取得したというニュースを受け、株価は 6.9% 上昇し、終わり値は 13.90 ドルとなった。これは特許取得により、アップルコンピューターを含むライバル社からの著作権侵害 (訳注：特許権侵害) やライセンス契約料により何百万ドルもの収益が見込ま

れるためである。しかし、Keystone Law Corporation の IP 担当弁護士である Siew Kum Hong 氏は、裁判所が米国特許商標局の決定を覆す可能性もあると指摘している。アップル社が、Creative Technology 社がライセンス料を請求する最初のターゲットとなりそうだが、アップル社は特許侵害を行ったという訴えに対しては、おそらくいかなる場合も争うであろうから、この戦いは高額な費用と時間がかかるだろうと予測するアナリストもいる。Macquarie Research のアナリスト、Patrick Yau 氏は特許取得には費用が掛かっていないので、ライセンス料はそのまま純利益となり、長期的に見れば Creative Technology 社の利益となるとコメントしている。同社は 2001 年 1 月に特許出願、昨年 8 月 9 日に登録となり、火曜日にこの件について発表を行った。同社は現在、マルチメディアプレーヤーをナビゲーションする「階層 (hierarchical)」システムについての権利を所有している。同社は、同社の音楽プレーヤーに使われているこのナビゲーション方法が、アップル社が大成功を収めている iPod にも採用されていると主張している。iPod は 2001 年の発売以来、2,200 万台販売されたという統計もある。理論的にはアップル社は Creative Technology 社に対し、この一台一台についてライセンス料を支払うことになる。

(2005 年 9 月 1 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールでコピーソフトを使用する雇い主を密告する社員が急増～

シンガポールでは、コピーソフトを使用している雇い主を密告する社員が急激に増加している。今年に入り、Business Software Alliance (BSA) に雇い主を通報した密告者は月平均 56 名と、昨年の月平均 7 件に比べ 8 倍に増加している。一昨年は月に 3 件が寄せられた程度であった。BSA のアジア地域反海賊品担当ディレクターの Tarun Sawney 氏は、この増加は職場でコピーソフトを使用することは犯罪であるという認識が高まったこと、またフリーダイヤルのホットラインの導入、2 月に報奨金の最高金額が 2 倍の 2 万ドルになったことなどに起因していると言及する。シンガポールでは 1 月に著作権法が強化され、企業が事業の便益のために故意に著作権侵害物を使用した場合には、侵害行為の責任者である企業の担当者に刑事及び民事罰を科すと規定された。これまで企業一社が罰金刑を受けており、個人で処罰された人はいない。Tarun Sawney 氏によれば、密告者にはコピーソフトの使用に罪悪感を持っていて、それを使うことで法的トラブルに巻き込まれるのを恐れる人、現在又は過去の雇い主に不満を持っていて復讐したいと思っている社員、金銭的な報酬のためにする人などが多いということである。しかしこれまで最高金額の 2 万ドルの報酬を受け取ったのは 2001 年に一人ただけだということである。BSA の調査では昨年シンガポールで使用されたソフトウェアの 42% がコピーであった。これは 2003 年の 43% から 1% 減少している。

(2005 年 9 月 7 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ日 FTA 大筋で合意～

日本とタイは昨日、FTA 締結に関し大筋で合意した。FTA により、日本の自動車、鉄鋼の輸出に有利な市場が拡大し、タイは日本の厳重に保護された農業分野にアクセスできるようになる。小泉首相と会談したタイのタクシン シナワット首相は、交渉が残っているのは比較的重要な分野だけであるとコメントしている。両国の貿易額は昨年 350 億 US ドル余りで、2006 年には正式な調印が見込まれている。タイが今年初め高級車への関税を撤廃したのを受け、日本は協定のアウトラインを固めた。タイの最大の輸入相手国は日本で、輸出先としても日本は第 2 位で、そのほとんどが農作物である。FTA 協定のもと、両国は 905 以上の分野で 10 年以内に関税を撤廃することに合意した。タイ側は日本の投資家の助けとなる透明性と法的保護を強化することを誓った。両者とも歩み寄りを見せたが、タイの自動車と日本の農作物という厳重に保護された分野の条件は維持された。

(2005 年 9 月 2 日、バンコクポスト)

～タイ米 FTA 協議でタイ側がタイ製品の知的財産保護強化要請を予定～

タイ知的財産局の Wiboonlaksana Ruamraksa 副局長は昨日、9 月 26 日から 30 日にハワイで開催される予定の第 5 回タイ米 FTA 協議において、タイ側はタイ製品に対する知的財産保護強化を米国側に求める方針であると語った。これは、タイ国外の米農家やシルクメーカーが自身の製品を「タイ米」や「タイシルク」として販売するのを防ぐのを目的としている。米国の技術で開発された製品であっても、タイで育った原材料を使用しているものであれば、タイはその利益の分配を求める権利があると Wiboonlaksana Ruamraksa 副局長は指摘する。第 5 回タイ米 FTA 協議では農業、貿易、投資、IP 問題の協議が予定されている。多くのタイ農家が、米国の農産物への関税やその他の障壁が低くなることを懸念しており、米国の自動車メーカーは、米国政府にタイから輸入されるピックアップトラックに対する関税を 25% に維持するよう求めている。タイはピックアップトラックの主要生産者である。米国政府は医薬品の問題は今回の協議では取り上げないと示しているが、タイ側は医薬品の価格の高騰を招くような協議は行わないと示唆している。タイの製薬業界は駆け出しの段階にあるが、タイなどの発展途上国ではエイズなどの医学的な緊急事態を打開するため、特許化された医薬品のジェネリック薬品製造を許可している。

(2005 年 9 月 6 日、タイネーション)

～タイの研究チームが ASEAN・中国 FTA 完全締結後の対中国貿易赤字額を予測～

2018 年に ASEAN・中国 FTA が完全に実施され、全ての関税が撤廃されると、タイの対中国貿易赤字は 20 億ドルという莫大な数字になるとチュラロンコン大学の経済学講師である Somprawin Manparasert 氏と研究チームが発表した。計 18 億人という人口を持つ国々に影響する、人口では世界最大規模の FTA は去る 7 月 20 日に部分的に実施された。ASEAN10 カ国と中国は即時にいくつかの関税を撤廃することに合意し、制限品目以外の製品の保護

を2012年までに終結、その後6年で制限品目を含む全ての関税を撤廃する予定となっている。Somprawin Manparasert氏は2018年までにタイの中国からの輸入は今年の97.2%増となり、ASEAN地域からの輸入は4.3%減少すると予測している。またこの研究では2018年までにタイが中国から輸入する機械設備、衣料品と繊維製品、電気製品、鉄製品を現在より17億ドル増加すると結論付けている。同じ13年の間にタイでは、化学製品、ゴム、プラスチック、石油製品、自動車、部品、米の輸出額を1億2,000万ドル増加させることができると予測されている。2004年、タイの中国への輸出額は71億ドル、輸入額は81億ドルで対中国貿易赤字は10億ドルであった。

(2005年9月10日、バンコクポスト)

～タイ米FTA交渉、第5回協議ではIPR分野での合意の見込みはないとタイ知的財産局局長がコメント～

米国は第5回タイ米FTA協議で知的所有権に焦点を当てようとしているが、両国の期待の格差を埋めるのは難しく、今回の協議で合意に達しそうな知的財産分野の交渉はないと知的財産局のKanissorn Navanugraha局長は語る。交渉の中には、知的所有権についての法的措置だけではなく、光ディスクなどの技術革新や、著作権、商標、特許の保護及び技術譲渡に焦点を当てているものもある。第5回タイ米FTA協議は9月26日から30日にハワイで行われ、貿易交渉は10月3日から6日に行われる予定である。先のタイ知的財産局との会合で、米国担当官はIPR保護とエンフォースメントについて慎重な姿勢を示した。米国側はタイのPCTへの加盟を望んでいるが、タイの保護システムを国際水準に合わせるよう努力してきたが、整理が必要な細かい点が多数残っており、まだPCTに加盟する準備は整っていないとKanissorn Navanugraha局長は述べている。IPR問題の中では、薬剤の特許の問題がタイ国民の最大の関心事となっている。HIV患者のグループがKanissorn Navanugraha局長と対談し、特許で保護されたHIV治療薬へのアクセスを貿易交渉の議題に含めるよう求めた。今回の協議では市場参入、IPRなど広範囲に渡る協議が予定されているが、通信、行政手続、投資自由化については情報交換以外には取り上げられないことになっているということである。

(2005年9月19日、タイネーション)

～中国の著作権侵害行為を監視するデジタル権エージェントの活動～

中国ではオンラインの音楽市場に著作権侵害行為が蔓延し、これらを排除しようとする新しいタイプのデジタル権エージェントが出現している。この分野の先駆者は北京のR2G社である。2003年に設立され、最近では、中国の最大の検索エンジンBaidu.comに何千件もの著作権侵害音楽ファイルへのリンクを解除させている。R2Gは現在、国外及び国内のレコード会社に対してデジタル権管理を行う唯一の企業として知られているが、何社かがこれに追随するだろうとアナリストは述べている。R2Gにはライセンスを受けているデジタ

ツコンテンツに対するエージェントと著作権侵害行為の監視役という二つの役割がある。同社はパートナーのレコード会社からのコンテンツをインターネットプロバイダーに販売し、更にオンライン上の著作権侵害コピーを追跡しているのである。現在、同社の収益の大部分が中国の携帯電話ユーザーの間で大流行しているヒット曲の着メロダウンロードによるものである。着メロなどの携帯への付加価値サービスの総額は昨年 20 億元であったが、レコード会社の総額は著作権侵害と会計上の問題で、わずか 5,000 万元であった。中国ではライセンスを受けた WAP サイトから着メロをダウンロードする費用は一曲 1 から 3 元である。R2G は、将来 MP3 のダウンロードにも進出することを望んでいる。この市場は 30 億元という規模であるが、まだ「完全に未開発の」状態にあり、現段階では著作権侵害コンテンツしかなく、ライセンスを持った MP3 の料金を請求しているサービスプロバイダーは赤字を抱えることになるということである。MP3 市場が浄化されれば、サービスプロバイダーは有料音楽の提供を開始することができる。R2G は期待している。ダウンロード費用は一曲当たり 1US ドル又は 8 元平均の米国よりかなり安くなるものと見られる。先月 Baidu.com の著作権を侵害した MP3 リンクが解体されたのに続き、別のインターネットポータル Netease.com は先週、著作権問題のため同社のオンラインミュージックサービスを一時停止すると発表した。しかし R2G 社と業界のオブザーバーは著作権侵害行為との戦いに勝つまでには程遠いとし、特に中国が IPR 法の強化に意欲的に取り組むことが大切だと指摘する。今年初めに International Intellectual Property Alliance が発表した報告書では、中国は依然として全ての産業において海賊行為の削減に十分な努力をしていないと報告されている。しかし R2 社は、当局はこれまで同社の努力に非常に協力的であったとコメントしている。同社はインターネットにおける著作権保護を目的とした政府規則の新法案作成に協力を求められている。新規則は 6 月から導入される予定で、サービスプロバイダーは著作権侵害により提訴され得る他、著作権侵害行為による収益は没収され、10 万元の罰金が科されると記載されている。

(2005 年 8 月 27 日、シンガポールストレイトタイムズ)